

# 矢川公共用地の施設整備基本計画策定支援業務委託 プロポーザル実施要領

## 1 業務概要

### (1) 件名

矢川公共用地の施設整備基本計画策定支援業務委託

### (2) 業務の目的

本プロポーザルは、平成30年3月に策定した「矢川公共用地(公有地)の活用計画」(以下、「活用計画」という。)に記載されている「保育園」および「児童館等の機能を複合した公共施設」において、市民参加のもと、両施設の施設整備基本計画を策定するにあたり、その業務の委託事業者を選定することを目的とする。

(注:以下、保育園部分を「矢川保育園」といい、児童館等の機能を複合した公共施設を「矢川複合公共施設」という。なお、矢川複合公共施設および矢川保育園の両施設を包含するエリア全体を「(仮)矢川プラス」という。)

### (3) 建設概要

別紙1「矢川公共用地の施設建設概要」のとおり。

### (4) 業務対象施設

以下の二つの施設とする。

- ・ 矢川複合公共施設
- ・ 矢川保育園

### (5) 業務内容

(A)(仮)矢川プラス兼矢川複合公共施設および(B)矢川保育園の施設整備の基本計画の策定支援を行う。なお、基本計画策定支援業務を進めるにあたり、(A)、(B)の業務各々に専任の担当者を設置し、業務を行うこととする。(同一担当者による兼務は不可とする。)

詳細な業務内容は、別紙「矢川公共用地の施設整備基本計画策定支援業務委託仕様書」のとおり。

### (6) 成果物

別紙「矢川公共用地の施設整備基本計画策定支援業務委託仕様書」のとおり。

### (7) 履行期間

(A)(仮)矢川プラス兼矢川複合公共施設の基本計画策定支援業務

契約締結日の翌日から平成31年5月31日まで

なお、平成31年1月中旬を目処に中間報告書を取りまとめて提出すること。

中間報告については、別紙「矢川公共用地の施設整備基本計画策定支援業務委託仕様書」のとおり。

(B) 矢川保育園基本計画策定支援業務

契約締結日の翌日から平成31年3月8日まで

(8) その他

業務にあたっては、別紙1「矢川公共用地の施設建設概要」4. その他の条件等に記載のある国立市の配慮すべき計画等を十分理解したうえ、業務を進めること。

## 2 見積限度額

(A) (仮) 矢川プラス兼矢川複合公共施設の基本計画策定支援業務委託

10,455,000円（消費税および地方消費税を含む）

（平成30年度：8,364,000円 平成31年度：2,091,000円）

(B) 矢川保育園基本計画策定支援業務委託

6,156,000円（消費税および地方消費税を含む）

## 3 選定スケジュール（予定）

平成30年4月25日（水）	公募（参加申込書受付開始）
5月11日（金）	質問書受付締切 ※午後5時必着
5月25日（金）	質問回答
6月1日（金）	参加申込書受付締切 ※午後5時必着
6月6日（水）	参加資格審査結果通知書送付
6月20日（水）	企画提案書等提出締切 ※午後5時必着
7月2日（月）	第一次審査（書類審査）結果通知
7月9日（月）	第二次審査（プレゼンテーション）
7月20日（金）	第二次審査結果通知
7月下旬	契約締結

## 4 実施形式

公募型プロポーザル方式による。

## 5 参加資格要件

申込時において、次に掲げる要件を全て満たしていること。なお、コンソーシアム（グループ）で参加する場合は、以下の(4)、(5)、(6)においては、構成する全ての者が、

要件を満たしていること。

- (1) 参加申込は、申請する事業者もしくは複数の法人により構成されるグループとする。ただし、グループで参加する場合は、代表事務所を定め、構成員(協力事務所または協力者)の役割を明確にすること。
- (2) 申請する事業者および構成員の応募は1点とし、代表事務所、構成員は、複数のチームに関わることを認めない。
- (3) 東京都電子自治体共同運営電子調達サービスにより入札参加資格申請を行い、競争入札参加資格者名簿に登録していること。ただし、グループで参加する場合は、代表事務所が登録をしていること。
- (4) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当していないこと。
- (5) 法人およびその役員が、国立市暴力団排除条例(平成25年条例第42号)第2条に掲げる暴力団又は暴力団員およびそれらの利益となる活動を行う者ではないこと。
- (6) 国立市競争入札参加有資格者指名停止等措置要綱(平成7年9月国立市訓令(甲)第37号)による指名停止を受けていないこと。
- (7) 申請する事業者または、その構成員は、国又は地方公共団体から基本計画(基本設計を含む)策定支援等の業務を元請として履行した実績があること。
- (8) 申請する事業者または、その構成員は、本業務に関連する子ども関連施設の基本計画(基本設計を含む)策定支援等の業務を履行した実績があること。
- (9) 申請する事業者または、その構成員は、外構の基本計画(基本設計を含む)策定支援等の業務を履行した実績があること。
- (10) 申請する事業者または、その構成員は、ワークショップ等の手法を活用した市民参加による基本計画(基本設計を含む)策定支援等の業務を履行した実績があること。
- (11) 競争入札参加資格審査申請等、提出された書類の記載事項に虚偽がないこと。

## 6 情報公開および情報の提供

国立市情報公開条例の規定に基づき、個人情報を除き公開対象とする。

なお、契約候補者決定前において、決定に影響を及ぼすおそれがある情報については決定後の開示とする。

## 7 質問の受付および回答

本実施要領、建設概要等に関し確認事項や不明な点がある場合は質問書（様式5）を提出すること。

(1) 質問期限

平成30年5月11日（金）午後5時まで

(2) 提出方法

別添の質問書（様式5）を電子メールにて提出する。

※電子メールの件名は『矢川公共用地の施設整備基本計画策定支援業務委託質問書』とすること。

※電話や口頭での質問には回答しない。

(3) 質問先

「15 問合せおよび書類の提出先」のとおり。

(4) 質問への回答方法

平成30年5月25日（金）までに、全質問に対する回答を、質問者の名前を伏せた上で、国立市ホームページにて公表する。なお、提出期限を過ぎた質問については回答しないので注意すること。

## 8 参加意思確認方法

本プロポーザルに参加意思のある事業者は、以下の方法によって参加申込書等を提出すること。

(1) 提出期限

平成30年6月1日（金）午後5時まで

(2) 提出先

「15 問合せおよび書類の提出先」のとおり。

(3) 提出方法

持参又は郵送による。なお、郵送の場合は提出期限までに必着とする。

(4) 提出書類

ア 参加申込書（様式1）※グループで参加する場合は、構成企業一覧（様式1-2）と合わせて提出すること。

イ 東京電子自治体共同運営の電子調達サービスにおける競争入札参加資格審査受付票（写）

ウ 申請者が所属する事務所の事業者概要（様式2）※グループで参加する場合

は、代表事業者および構成員ごとに提出すること。

(5) 提出部数

各1部

(6) 参加資格審査結果の通知

提出資料をもとに参加資格の審査を行い、平成30年6月6日(水)までに、参加申込書等提出者宛に電子メールで通知する。

## 9 企画提案書等の提出

参加資格審査の結果、参加資格を有する旨の通知を受けた事業者は、以下の方法によって企画提案書等を提出すること。

(1) 提出期限

平成30年6月20日(水)午後5時まで

(2) 提出書類

ア 申請者または、その構成員が一級建築士資格を有する場合には証明書の写し

イ 建築士事務所登録を有する場合には通知書の写し

ウ 以下の二つの業務に対する見積書(様式自由)

(A) (仮)矢川プラス兼矢川複合公共施設の基本計画策定支援業務委託

(B) 矢川保育園基本計画策定支援業務委託

※宛名は「国立市長」とすること。

※消費税および地方消費税を含む金額とすること。

※見積もりの内訳(作業項目ごと)を添付すること。

※見積書については、代表者名等の押印をすること

エ 協定書(様式7) ※グループで参加する場合にのみ提出。

本プロポーザルにグループで参加する場合には、「矢川公共用地の施設整備基本計画策定支援業務委託プロポーザル」受託コンソーシアム協定書(各企業押印済のもの)の副本。

オ 業務実績調書(様式自由)

以下の提案事項との関連を考慮した実績(基本計画を中心に、実例を含む。)を、文書および写真、イラスト、図面等と合わせて簡潔に分かりやすく表現すること。A4版 縦とし、片面印刷で2枚以内にまとめること。様式は自由。

※文字サイズは10.5ポイント以上とすること。(注意書きは除く)

カ 業務実施体制(様式3)

キ 配置予定技術者調書（様式4）

ク 企画提案書（様式自由）

以下の提案事項に対する考え方をまとめ、その考え方を文書およびスケッチ・ゾーニング等と合わせて簡潔に分かりやすく表現すること。A3版 横とし、片面印刷で1枚にまとめること。様式は自由。

※文字サイズは10.5ポイント以上とすること。（注意書きは除く）

**【提案事項】**

- ① 業務の実施方針等（業務進行管理に対する考え方）の提案
  - ・本業務実施にあたっての実施方針、業務の内容、業務フロー（庁内各課意見集約の手法を含む）、基本計画策定までのスケジュール等（※スケジュールについては、（A）と（B）各々分けて計画すること）
  - ・市民参加の手法および計画に反映する仕組み
- ② 以下の項目を重視し、活用計画におけるコンセプト実現のための道筋等（コンセプト実現に向けた考え方）の提案
  - ・活用計画における地域課題解決へ向けた取組み方針
  - ・子育て環境にふさわしい基本方針
  - ・複合化のメリットを活かした工夫（地域の居場所となる提案）
  - ・屋外スペースの活用として多世代が集える地域の核となる場づくり
  - ・自然環境への配慮、周辺地域への景観的配慮、経済合理性とデザインのバランスに対する考え方
- ③ 周辺環境を含む空間イメージの提案
  - ・上記の②コンセプト実現に向けた考え方に基づく空間イメージ
- ④ その他、今回の施設で特に強調したい事項（提案者の強み）
  - ・提案する事業者独自の課題設定およびその解決策等
  - ・提案する事業者が保有するノウハウや実績等で本業務にいかせる点

（3）提出方法

持参又は郵送にて提出する。なお、郵送の場合は提出期限までに必着とする。

（4）提出部数

ア～エについては1部、オ～クについては12部（正本1部、副本11部）

※オ～クの副本においては、整理番号（オ、クにおいては、右上に記載する）を記載し、事業者名を特定できるような内容（事業者名など）を記載しないこと。

※整理番号は、参加資格審査結果の通知の際に、各参加申込等提出者宛てに通知する。

(5) 提出先

「15 問合せおよび書類の提出先」のとおり。

**10 選考方法**

国立市職員で組織する矢川公共用地の施設整備基本計画策定支援業務委託プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）により審査を行い、契約候補者を選定する。

(1) 企画提案書による書類審査（第一次審査）

- ア 参加資格を有すると判断された事業者について、第一次審査として企画提案書等による書類審査を行う。
- イ 第二次審査は第一次審査の得点の高い順に上位4者以内を対象とし、プレゼンテーションによる審査を行う。
- ウ 第一次審査の結果は、平成30年7月2日(月)までに電子メールで通知する。
- エ 企画提案書等を提出した事業者が4者以内の場合は、企画提案書等の提出者全員により第二次審査を行う。

(2) プレゼンテーションによる審査（第二次審査）

企画提案内容をより深く理解するため、プレゼンテーションを実施する。

- ア 日 時 平成30年7月9日(月)
- イ 場 所 国立市役所会議室 ※日時・場所等の詳細については別途連絡する。
- ウ 選 定 者 審査委員会
- エ 時 間 1者あたり40分以内  
(プレゼンテーション20分以内 質疑応答15分以内)
- オ 内 容 事前に提出した企画提案書に基づいたプレゼンテーション
- カ 留意事項
  - (ア) 当日の出席者は6名以内とする。
  - (イ) プレゼンテーションは原則として本業務の(A)(仮)矢川プラス兼矢川複合公共施設の業務を主に担当する予定の者が行うこと。
  - (ウ) 資料は事前に提出された業務実績調書および企画提案書を使用するため、改めて企画提案書等を用意する必要はない。
  - (エ) プレゼンテーションは非公開とする。
  - (オ) パソコン等を使用する場合には、国立市がプロジェクターおよびスクリーンを用意する。パソコンおよびその他プレゼンテーションに必要な機器は、事

業者が用意しプレゼンテーション当日に持参するものとする。(パソコン等を使用してプレゼンテーションを行う場合でも、事前に提出した企画提案書と同内容とする。)

(カ) プレゼンテーション出席者においては、氏名および分担業務内容(役割)等の説明を求める場合があるが、事業者名を特定できるような表現はしないこと。

(キ) 提案説明および質疑応答については記録する。

(3) 審査基準等について

ア 第一次審査、第二次審査とも別紙2「矢川公共用地の施設整備基本計画策定支援業務委託プロポーザル審査基準表」に基づき審査を行う。

イ 第一次審査点と第二次審査点の合計をもって総合評価点とし、最も総合評価点の高い事業者を契約候補者とし、次に総合評価点の高い事業者を次点者とする。

ウ 得点同数となった場合には、審査基準の評価項目「(2) 提案内容」の得点が高い事業者を上位とする。提案内容の得点も同数となった場合は、「(1) 業務実績および業務体制」の「業務実績」の得点が高い事業者を上位とする。それでもなお、同数となった場合は、審査委員会の委員長が決するものとする。

(4) 審査結果について

第二次審査の結果については、平成30年7月20日(金)までに全ての第二次審査参加者に電子メールにて通知するとともに、国立市ホームページで契約候補者のみ公表する。

## 1.1 部分支払い(平成30年度分)

「1 業務概要(5)業務内容」の(A)(仮)矢川プラス兼矢川複合公共施設の基本計画策定支援業務のうち該当項目に関する取りまとめを行い、平成31年1月中旬を目処に、中間報告書を提出すること。中間報告書については、平成31年1月31日までに成果の検査を行い、検査に合格したときは、当該部分に係る契約代金を支払うものとする。詳細については、別紙「矢川公共用地の施設整備基本計画策定支援業務委託仕様書」のとおり。

## 1.2 契約の締結

本委託業務の契約候補者として選定された事業者と以下の要領で契約の交渉を行う。

(1) 辞退等

辞退その他の理由(地方自治法施行例第167条の4に規定する者に該当すること



となった場合又は国立市から委託業務契約に係る指名停止を受けることとなった場合等)で契約できない場合は、次点の事業者を契約候補者とし契約の交渉を行う。

(2) 契約内容および金額

本委託業務の対象となる(A)(仮)矢川プラス兼矢川複合公共施設の基本計画策定支援業務および(B)矢川保育園基本計画策定支援業務は、各々個別に契約するものとする。

なお、最終的な契約内容および金額については、契約候補者と国立市の間で提案内容等を確認し、実現内容について精査・調整の上、最終的な契約内容・金額を確定する。

※提案内容および見積額をもって直ちに契約を行うものではない。

(3) 仕様

契約内容となる仕様については、別紙「矢川公共用地の施設整備基本計画策定支援業務委託仕様書」をもとに、契約候補者の提案内容や協議内容を盛り込んだ形で作成する。

(4) 提案内容

提案資料および提案内容については、見積金額内で実施できることを確約したものとみなす。

### 1.3 失格条項等

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- (1) 提出期限に遅延した場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 審査の公平性を害する行為があった場合
- (4) 参加資格を有していないことが判明した場合
- (5) 提出された見積金額が国立市の見積限度額を超えている場合
- (6) 会社更生法等の適用を申請する等、契約を履行することが困難と認められる状態になった場合
- (7) 企画提案にあたり著しく信義に反する行為等があった場合
- (8) その他、審査委員会が失格にあたる事由があると認めた場合

### 1.4 その他留意事項

- (1) 本プロポーザルの参加に要する費用は、すべて参加する事業者の負担とする。
- (2) 提出書類は、日本語を用いるものとし、通貨は日本円とする。
- (3) 提出後の企画提案書等の修正等は、提出期限内においてのみ可能とする。
- (4) 提出書類は返却しない。
- (5) 企画提案書等は、事業者選定に伴う作業等に必要な範囲において、複製を作成する場合がある。
- (6) 提出された企画提案書等は、国立市情報公開条例に基づく情報開示請求があった場合には開示の対象文書となる。
- (7) 提出書類に虚偽の記載をし、プロポーザルが無効とされた場合、その者に対し指名停止措置を行う場合がある。
- (8) 本プロポーザル実施要領およびその他の書式等に変更がある場合には国立市ホームページで告知する。
- (9) 提出書類のため国立市より受領した資料は、市の許可なく公表、使用できない。

#### 1.5 問合せおよび書類の提出先

〒186-8501 国立市富士見台 2-47-1

国立市 都市整備部 富士見台地域まちづくり担当 (担当) : 布施

電話番号 : 042-576-2111 (内線) 383

Eメールアドレス : sec\_fuji@city.kunitachi.lg.jp

ホームページ : <http://www.city.kunitachi.tokyo.jp>

#### 1.6 現地視察

市による建設予定地での説明会等を行わない。予定地の視察をする場合には、現状を踏まえ、常識的な範囲内で行うこと。